

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月2日
【会社名】	株式会社ニッセンホールディングス
【英訳名】	Nissen Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐村 信哉
【本店の所在の場所】	京都市南区西九条院町26番地
【電話番号】	（075）682 - 2001（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 C F O 兼財務本部長 筑紫 敏矢
【最寄りの連絡場所】	京都市南区西九条院町26番地
【電話番号】	（075）682 - 2001（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 C F O 兼財務本部長 筑紫 敏矢
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 10,140,407,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	24,732,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

（注）1．平成25年12月2日（月）開催の取締役会決議によります。なお、本有価証券届出書にかかる新株式発行は、株式会社セブン＆アイ・ネットメディア（以下「セブン＆アイ・ネットメディア」といいます。）が平成25年12月2日公表予定の当社普通株式を対象とする公開買付け（公開買付け期間：平成25年12月3日から平成26年1月22日まで、買付価格：410円、買付予定数の下限：18,444,400株、買付予定数の上限：30,786,100株。以下「本公開買付け」といいます。）の成立及び当社と株式会社セブン＆アイ・ホールディングス（東京都千代田区二番町8番地8、代表取締役社長 村田紀敏、以下「セブン＆アイ・ホールディングス」といいます。）及びセブン＆アイ・ネットメディアとの間の平成25年12月2日付け資本業務提携契約書（以下「本資本業務提携契約書」といい、本資本業務提携契約書に基づく資本業務提携を「本資本業務提携」、本資本業務提携契約書に基づく業務提携を「本業務提携」といいます。）に定める前提条件が満たされることを条件とします。本資本業務提携契約の内容については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項、1 割当予定先の状況、c割当予定先の選定理由」をご参照ください。

2．振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当		-	-	-
その他の者に対する割当	新株式発行	24,732,700株	10,140,407,000	5,070,203,500
	自己株式の処分	-	-	-
一般募集		-	-	-
計（総発行株式）		24,732,700株	10,140,407,000	5,070,203,500

（注）1．本募集は、セブン＆アイ・ネットメディアを割当先として行う第三者割当（以下「本第三者割当増資」といい、本公開買付け及び本第三者割当増資を総称して「本取引」といいます。）の方法によります。

2．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

3．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
410	205	100株	平成26年1月28日から 平成26年3月31日まで	-	平成26年1月29日から 平成26年3月31日まで

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。

3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ払込金額を払込むものとします。なお、割当先であるセブン&アイ・ネットメディアからは、本公開買付けによる取得分及び本第三者割当増資による取得分を合わせて、本第三者割当増資後のセブン&アイ・ネットメディアの当社に対する完全希薄化ベースの議決権割合（セブン&アイ・ネットメディアが所有することになる当社普通株式数を分子とし、当社発行済株式総数（1）から自己株式数（2）を控除した数に当社が発行する新株予約権の目的となる普通株式数（3）を加算した数を分母として算出される割合をいいます。以下、完全希薄化ベースの議決権割合について同様です。）を50.1%とするために必要な数の株式（100株未満切上げ）について払込みがなされることになっております。そのため、割り当てられた株式の全部又は一部について払込みのない可能性があります。

1 「当社発行済株式総数」としては、当社が平成25年11月1日に提出した第44期第3四半期報告書に記載された平成25年9月20日現在の当社発行済株式総数（63,473,832株）に本第三者割当増資により発行される当社普通株式数を加算した数を使用いたします。

2 「自己株式数」としては、当社が平成25年10月25日に公表した「平成25年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された平成25年9月20日現在の当社の所有する自己株式数（2,797,707株）を使用いたします。

3 「当社が発行する新株予約権の目的となる普通株式数」としては、当社が平成25年3月18日に提出した第43期有価証券報告書に記載された平成25年2月28日現在の当社の平成24年7月20日付取締役会決議に基づき発行された新株予約権の目的となる当社普通株式数（773,000株）を使用いたします。なお、当社の第44期第3四半期報告書に記載のとおり、当社が平成25年3月18日に提出した第43期有価証券報告書に記載された平成23年6月3日開催の取締役会決議に基づき発行された新株予約権は、平成25年6月20日をもって権利確定条件が達成されなかったことにより失効しております。

4. 本第三者割当増資に関しては、平成26年1月29日から同年3月31までを会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。払込期間を平成26年1月29日から同年3月31日までとした理由は、本第三者割当増資における払込日を本公開買付けにおける決済開始日と同日とすることを予定しているところ、本公開買付けの買付期間が延長され、払込日も延期される可能性があるためです。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ニッセンホールディングス 総務部	京都市南区西九条院町26番地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 京都支店	京都市中京区烏丸通四条上ル笋町691

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
10,140,407,000	63,000,000	10,077,407,000

（注）１．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

２．発行諸費用の内訳は、ファイナンシャル、リーガルアドバイザリーフィー（28,000千円）、登記費用等（35,000千円）です。

３．「２ 株式募集の方法及び条件、(2)募集の条件（注３）」に記載したとおり、セブン＆アイ・ネットメディアに割り当てられた株式の全部又は一部について払込みのない可能性があるため、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、変動する可能性があります。上記金額は、募集株式の全株式について申込みがあったものとして計算した、最大値であります。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額につきましては、当社におけるオンラインショッピングサイトにおける使い勝手やポイント機能の改修などネット対応強化のためのＩＴ投資のほか、セブン＆アイ・ホールディングスグループとの本資本業務提携に関連して、セブン＆アイ・ホールディングスグループ各社の店頭や各種媒体からの新規顧客開発費（カタログやネット・チラシ等のセブン＆アイ・ホールディングスグループ顧客向けの顧客開発費用やプロモーション費用等）及び通販商品のコンビニエンスストア（ＣＶＳ）における受取やセブン＆アイ・ホールディングスグループ各社との業務の受委託などを実現することにより提携効果を最大化させるためのＩＴ投資や物流投資、並びに、財務基盤の強化のため金融機関からの借入金の返済等に充当する予定であります。具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
ネット強化等のＩＴ投資	2,000	平成26年４月～平成27年３月
セブン＆アイ・ホールディングスグループ等からの新規顧客開発費	1,500	平成26年７月～平成27年３月
業務提携効果最大化のためのＩＴ及び物流投資	1,500	平成26年７月～平成27年３月
金融機関からの借入金の返済	5,077	平成26年３月～同年６月

なお、「２ 株式募集の方法及び条件、(2)募集の条件（注３）」に記載したとおり、割り当てられた株式の全部又は一部について払込みのない可能性があり、そのときには手取概算額は減額されることとなりますが、その場合は資本業務提携先であるセブン＆アイ・ホールディングスグループから借入などの資金面での支援を受けることで、上記項目を実施してまいります。なお、この場合における支出予定時期に関しては、現時点では未定であるものの、資金調達の時期及び金額等を踏まえ、セブン＆アイ・ホールディングスグループと協議し、それぞれの効果等を確認しながら、優先順位の高いものから実施する予定です。

また、支出までの資金管理につきましては、銀行預金で運用する予定であります。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

１【割当予定先の状況】

ａ 割当予定先の概要

名称	株式会社セブン＆アイ・ネットメディア
本店の所在地	東京都千代田区二番町 8 番地 8
代表者の役職及び氏名	代表取締役 後藤 克弘
資本金	7,665百万円（平成25年 2 月28日現在）
事業の内容	ＩＴ／サービス事業分野の全体統括を担う中間持株会社
主たる出資者及び出資比率	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス 100%

ｂ 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	当社の社外監査役であるスコット・トレバー・デイヴィス氏は、セブン＆アイ・ネットメディアの100%親会社であるセブン＆アイ・ホールディングスの社外取締役を兼務しております。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	

（注）当社との関係の欄は、本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

ｃ 割当予定先の選定理由

（セブン＆アイ・ネットメディアと当社の本資本業務提携の目的）

当社グループは、昭和45年の設立以来、お客様に喜んでいただける商品やサービスを、電話カタログやインターネット等を通じて、ダイレクトにお届けすることを事業の根幹として活動を行っております。また、当社は、昭和63年10月に株式会社大阪証券取引所（当時）（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第二部にその発行株式を上場し、平成14年12月には大阪証券取引所市場第一部に上場、平成15年7月には株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場しています。昨年にはギフト専門家として全国約3,000店舗のネットワークを持つ会社であるシャディ株式会社を完全子会社化することによりグループに迎え入れ、全国店舗ネットワーク、今後大きな市場となるシニア顧客、コスト競争力のあるギフト・生活関連商品などをあらたに経営資源に加えることができました。

当社グループでは、新たなニッセングループ中期経営計画「Nissen Vision 50」（当社の平成25年3月14日付プレスリリース「『新中期経営計画Nissen Vision 50』に関するお知らせ」をご参照ください。）に基づき、成長戦略の5つの柱である顧客支持ナンバーワン戦略・次世代One-to-One戦略・バリューリーダーMD戦略・オープンユーザビリティ戦略・M&A+アライアンス戦略に基づき、将来的に大きく飛躍できる企業グループを目指し鋭意取り組みを進めてまいりました。しかしながら、当社グループの通販事業においては、インターネットや携帯電話、最近ではスマートフォンの急速な普及により、マーケット規模は成長する一方で、業種、業態の垣根を越えた競争が激化しております。通販への顧客のニーズは本や衣料から食品や高額商品まで多種多様に広がっており、また顧客もヤング層からシニア層まで多くの方が通販を活用するようになる中、一層の商品品質やサービスの強化が求められています。こうした経営環境の下、国内マーケットにおける盤石な体制と競争優位を築くことが急務となっています。また当社グループのギフト事業においては、冠婚葬祭における返礼ギフトマーケットが成熟する中で、商品やサービス面での量と質を向上させ、顧客に魅力のある提案力とコスト競争力を強化する必要に迫られています。

このような環境の下、減収に歯止めをかけ、顧客基盤の再構築と新たなビジネスモデルへのチャレンジのため、財務基盤を早急に改善し、将来の成長に向けた施策の積極的な推進が不可欠と判断しております。

当社グループとセブン&アイ・ネットメディアを含むセブン&アイ・ホールディングスグループは、これまで長年に亘り様々な形で対話を繰り返してまいりました。こうした中、本年入り後、両社協業の可能性につき具体的な協議を開始するに至り、その過程で、「お客様や商品を大切にし、弛まぬ品質向上と、より高い価値を提供し続けることを目指す」という考え方は、両社企業文化の根幹として共通するものであることが確認でき、このように共通する価値観を有する両社が手を合わせ、補完性の高い双方の経営資源を有効活用することにより、新しい価値をお客様に提案することができるとの結論に達しました。さらに、セブン&アイ・ネットメディアによる本公開買付け及びセブン&アイ・ネットメディアを割当先とする本第三者割当増資により、セブン&アイ・ホールディングスグループの中でITサービス関連事業経営の統括するセブン&アイ・ネットメディアが当社の総議決権の過半数を有することとなり、百貨店、GMS、専門店、コンビニエンスストアなど多様な小売り形態を有するセブン&アイ・ホールディングスグループと当社グループが同一グループとなることで、強固な資本関係のもとで協力することができ、双方の経営資源のより円滑な相互活用、各々の自力成長を超えたレベルでの企業価値の創造・拡大が可能となり、当社はセブン&アイ・ネットメディアを含むセブン&アイ・ホールディングスグループのリアルとネットを融合、複数の販売チャネルをシームレスに接続することを目指すオムニチャネル戦略を共同で推進する中で、競合他社との差別化された顧客への商品やサービス提案ができるとの判断に至ったことから、今般、本資本業務提携を行うことに合意いたしました。

そこで、セブン&アイ・ネットメディアは、当社の総議決権の過半数を取得して当社を子会社及びセブン&アイ・ホールディングスの連結子会社とすることを目的に、本公開買付けを行い、当社は本公開買付けに賛同意見を表明するとともに、セブン&アイ・ネットメディアを割当先とする本第三者割当増資を実施することとなりました。なお、本第三者割当増資につきましては、借入金返済による有利子負債圧縮を通じた当社の財務基盤強化及び業務提携の具体化を速やかに進め、提携後の成長戦略を確固たるものとするための諸施策推進や、そのための設備投資資金確保を目的としたものであります。

このように、当社がセブン&アイ・ネットメディアを含むセブン&アイ・ホールディングスグループと強固な資本業務提携関係を構築することが両社の企業価値向上に資するとの判断に至り、セブン&アイ・ネットメディアを割当先に選定いたしました。

（本資本業務提携契約書の概要）

本資本業務提携契約書の概要は以下のとおりであります。

（ア）目的

本業務提携を通じてセブン＆アイ・ホールディングスグループと当社グループが互いに協力して継続的に発展していくこと、及びセブン＆アイ・ネットメディアが当社の総議決権の過半数を取得して当社をセブン＆アイ・ホールディングスの連結子会社及びセブン＆アイ・ネットメディアの子会社とすることを目的として、本取引を実施する。

（イ）業務提携及び経営体制

セブン＆アイ・ホールディングス及びセブン＆アイ・ネットメディアと当社は、下記の内容の業務提携をおこなうものとし、その詳細は別途協議の上決定する。

- （１）顧客開拓における相互協力
- （２）マーケティング、販促における相互協力
- （３）取扱商品拡充に向けた相互協力
- （４）商品開発、SPA（製造小売）に関する相互協力
- （５）物流、システム、決済等のインフラ利用に関する相互協力

セブン＆アイ・ホールディングス及びセブン＆アイ・ネットメディアは、本取引の完了を条件として、当社の常勤取締役１名及び非常勤取締役２名を指名する権利並びに当社の取締役の中から代表取締役１名を指名する権利を有し、当社は、セブン＆アイ・ホールディングス及びセブン＆アイ・ネットメディアが当該権利に従って指名した者を候補者とする取締役選任議案を当社の株主総会において上程するために必要な措置及びセブン＆アイ・ホールディングス及びセブン＆アイ・ネットメディアが指名した候補者が代表取締役として選定されるために必要な措置をとる。また、セブン＆アイ・ホールディングス及びセブン＆アイ・ネットメディアが当社並びにその重要な子会社及び関連会社の取締役及び監査役について協議が必要であると認める場合には、当社は、当社の指名・報酬委員会における決定に先立ち、セブン＆アイ・ホールディングス及びセブン＆アイ・ネットメディアと協議を行う。

（ウ）本公開買付けに関する事項

当社は、セブン＆アイ・ネットメディアによる本公開買付けに係る買付期間の満了までの間、当社の取締役及び監査役全員（但し、湊谷恵雄取締役及びスコット・トレバー・デイヴィス監査役を除く。）の出席のもと出席取締役の全会一致により行われた本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わない。

(a)当社が本公開買付けに対する賛同意見表明を維持・継続すること又は(b)対抗公開買付けへ反対意見表明を行うことが、当社の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれが相当程度あると当社が合理的に判断する場合には、当社は上記の義務を免れる。

本公開買付けに関するその他の事項については、当社の平成25年12月2日付プレスリリース「株式会社セブン＆アイ・ホールディングス及びその完全子会社である株式会社セブン＆アイ・ネットメディアとの資本業務提携並びに株式会社セブン＆アイ・ネットメディアによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」をご参照ください。

（エ）本第三者割当増資の実施

当社は、セブン＆アイ・ネットメディアを引受人とする本第三者割当増資を行うものとし、セブン＆アイ・ネットメディアは当社が発行する募集株式の総数を引き受けるものとする。但し、（ ）当社が本公開買付けに対する賛同意見表明を維持・継続すること又は（ ）対抗公開買付けへ反対意見表明を行うことが、当社の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれが相当程度あると当社が合理的に判断する場合には、セブン＆アイ・ホールディングス及びセブン＆アイ・ネットメディアと当社は、本第三者割当増資に係る取締役会決議を維持し、本第三者割当増資を実行するかどうかについて事前に誠実に協議を行うものとする。

セブン&アイ・ネットメディアは、セブン&アイ・ネットメディアが引き受けた当社株式のうち、セブン&アイ・ネットメディアが本公開買付けにより取得する当社株式と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後のセブン&アイ・ネットメディアの当社に対する完全希薄化ベースの議決権割合を約50.1%とするために必要と想定される数の株式（但し、100株未満を切り上げた数）について払込みを行うものとする。但し、本払込日において、（ ）本第三者割当増資に関して当社が提出した有価証券届出書の効力が有効に発生していること、（ ）本公開買付けに係る決済が開始されていること、（ ）当社の表明及び保証について重大な誤りが存在しないこと、（ ）本資本業務提携契約に基づき、本払込日までに当社が履行し又は遵守すべき義務が、重要な点において全て履行され、又は遵守されていること等の、本資本業務提携契約に定められた条件が全て満たされていることを前提条件とする。なお、当該前提条件が満たされない場合であっても、セブン&アイ・ネットメディアがその裁量により本第三者割当増資に係る払込みを行うことは妨げられない。

（オ）終了事由

本資本業務提携契約は、（ ）平成26年2月末日までに本公開買付けが開始されなかった場合、及び(ii)本公開買付けが開始されたにもかかわらず、本公開買付けが撤回され、又は不成立となった場合には終了する。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 24,732,700株

e 株券等の保有方針

当社は、セブン&アイ・ネットメディアから、当社株式を長期的に保有する方針であることを書面で確認しております。

なお、当社は、セブン&アイ・ネットメディアから、払込期日より2年以内に割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるセブン&アイ・ネットメディアの資金等の状況については、セブン&アイ・ホールディングスの100%子会社であり、同グループにおけるキャッシュ・マネジメント機能を担っている株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター（以下「セブン&アイ・フィナンシャルセンター」といいます。）からの融資により本第三者割当増資に係る払込みを行う旨の説明を受けております。また、セブン&アイ・ネットメディアは、セブン&アイ・フィナンシャルセンターから、セブン&アイ・ネットメディアと別途協議の上定める具体的条件（金利・期間等）により、110億円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を取得しており、当社は、当該融資証明書を確認しております。なお、当社は、セブン&アイ・フィナンシャルセンターに融資のための資金力があることをセブン&アイ・フィナンシャルセンターの預金残高により確認しております。以上より、同社の資金等の状況については、当社への払込日時点において要する資金については、特段問題なく、同社による本第三者割当増資の払込みに関して確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先であるセブン＆アイ・ネットメディアは、東京証券取引所市場第一部に上場しているセブン＆アイ・ホールディングスの100%子会社であります。また、当社は、割当予定先から、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力等である事実、反社会的勢力等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力等の維持、運営に協力若しくは関与している事実、並びに、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が意図して反社会的勢力等と交流を持っている事実は一切ないことの確認書を受領しており、また、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

発行価額につきましては、本第三者割当にかかる新株式発行の取締役会決議日の直前営業日である平成25年11月29日の東京証券取引所における当社株価の終値を参考に、割当先であるセブン＆アイ・ネットメディアとの協議により、本公開買付けにおける買付価格と同額である金410円といたしました。

なお、当該価額は東京証券取引所（平成25年7月12日以前は株式会社大阪証券取引所）における当社株式の取締役会決議日の前営業日である平成25年11月29日の終値322円に対し27.33%のプレミアム、決議前1ヶ月（平成25年10月30日～11月29日）終値平均である317円（円未満切捨て）に対しては29.34%のプレミアム、決議前3ヶ月（平成25年8月30日～平成25年11月29日）終値平均である320円（円未満切捨て）に対しては28.13%のプレミアム、決議前6ヶ月（平成25年5月30日～平成25年11月29日）終値平均である321円（円未満切捨て）に対しては27.73%のプレミアムとなっております。

この発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、原則として取締役会決議日の直前営業日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であることとされており、当該指針に準拠するものであるとともに、当社が本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、その公正性を担保すべく、セブン＆アイ・ネットメディア及び当社から独立した第三者算定機関であるG C Aサヴィアン株式会社から取得した平成25年11月29日付株式価値算定の結果（市場株価法：317円から322円、DCF法：338円から439円。当該価格算定の詳細は、当社の平成25年12月2日付プレスリリース「株式会社セブン＆アイ・ホールディングス及びその完全子会社である株式会社セブン＆アイ・ネットメディアとの資本業務提携並びに株式会社セブン＆アイ・ネットメディアによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」をご参照ください。）に鑑みても適正であり、本第三者割当増資は、特に有利な発行価格に該当しないものと判断しております。

なお、平成25年12月2日開催の取締役会に出席した監査役2名（うち1名は社外監査役。なお、スコット・トレバー・デイヴィス氏はこの審議には参加しておりません。）が、上記算定根拠による払込金額の決定は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準とし、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利な発行価格には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 割当数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

割当先であるセブン&アイ・ネットメディアは、平成25年12月2日に、当社普通株式を対象とする本公開買付けを公表する予定であります。本公開買付けが成立完了した後、申込期日に、割当予定先であるによるセブン&アイ・ネットメディアからは、本公開買付けによる取得分及び本第三者割当増資による取得分を合わせて、本第三者割当増資後のセブン&アイ・ネットメディアの当社に対する完全希薄化ベースの議決権割合を50.1%とするために必要な数の株式（100株未満切上げ）について払込みがなされることになっております。そして、本第三者割当増資により発行する新株式は、最大で24,732,700株であり、当社の発行済株式総数（63,473,832株）の38.97%（小数点以下第三位を四捨五入）、当社の総議決権個数（606,301個）の40.79%（小数点以下第三位を四捨五入）にあたります。

しかしながら、当社は、「第3 第三者割当の場合の特記事項、1 割当予定先の状況、c 割当予定先の選定理由」に記載したとおり、財務基盤の改善と、将来の成長に向けた施策の積極的な推進が不可欠と判断しているところ、セブン&アイ・ホールディングスグループと当社グループが同一グループとなることで、両社の企業価値の創造・拡大が可能となり、また、当社はセブン&アイ・ネットメディアを含むセブン&アイ・ホールディングスのオムニチャネル戦略を共同で推進する中で、競合他社との差別化された顧客への商品やサービス提案ができ、かつ、借入金返済による有利子負債圧縮を通じた当社の財務基盤強化を図ることができ、ひいては当社の企業価値の最大化を図ることができると判断しております。また、本第三者割当増資における発行価格は、当社の平成25年11月29日の市場株価（終値）に対して約27.33%のプレミアムを加えたものであり、当社株式の1株当たりの経済的価値への影響を考慮しても相当であると考えております。したがって、本第三者割当増資の規模及び希薄化率は合理的であり、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

以上より、当社取締役会は、本第三者割当増資により、当社普通株式につき1株当たりの議決権比率が希薄化するものの、本資本業務提携によって収益拡大と財務基盤の強化が達成され、当社の企業価値の向上、更には当社株主にとっての利益向上に資すると考えられるため、本第三者割当増資は、当社の企業価値の向上及び株主価値の向上に不可欠かつ相当であると判断しております。なお、本第三者割当増資は、本公開買付けに関連して行われるものであるところ、当社取締役のうち湊谷恵雄氏はセブン&アイ・ネットメディアと本公開買付けにかかる応募契約を締結しているユーシーシーホールディングス株式会社（兵庫県神戸市中央区港島中町七丁目7番7号（登記簿上の表記は、兵庫県神戸市中央区多聞通五丁目1番6号）、グループCEO代表取締役社長 上島豪太、以下「UCC」といいます。）の取締役を兼務しており、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第369条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役に該当する可能性を否定できず、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の当社取締役会の審議及び決議には参加しておりません。また、当社の監査役のうちスコット・トレバー・デイヴィス氏は、セブン&アイ・ホールディングスの取締役を兼務しているため、上記取締役会の審議には参加しておりません。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

上記のとおり、割当先であるセブン&アイ・ネットメディアは、平成25年12月2日に、本公開買付けを公表する予定であり、本公開買付けが成立した後、申込期日に、割当予定先であるセブン&アイ・ネットメディアからは、本公開買付けによる取得分及び本第三者割当増資による取得分を合わせて、本第三者割当増資後のセブン&アイ・ネットメディアの当社に対する完全希薄化ベースの議決権割合を50.1%とするために必要な数の株式（100株未満切上げ）について払込みがなされることになっております。

このため、本第三者割当増資後において、セブン&アイ・ネットメディアは、当社の支配株主となる予定であることから、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意事項（23-6）」に規定する大規模な第三者割当増資に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有株式数 (千株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権数の 割合 (%)
株式会社セブン & アイ・ネットメディア	東京都千代田区二番町 8 番地 8	—	—	43,177	50.58
ユーシーシーホールディングス株式会社	兵庫県神戸市中央区港島中町七丁目 7 番 7 号（登記簿上の表記は、兵庫県神戸市中央区多聞通五丁目 1 番 6 号）	12,683	20.92	0	0.00
合同会社 T H N	東京都港区虎ノ門 4 丁目 1 - 28 虎ノ門タワーズオフィス17階	3,516	5.80	0	0.00
ティーエイチエヌケイマンインク（常任代理人 S M B C 日興証券株式会社）	P.O.BOX309GT UGLAND HOUSE, SOUTH CHURCH STREET, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN, CAYMAN ISLANDS（東京都千代田区丸の内 3 丁目 3 - 1）	2,244	3.70	0	0.00
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町 2 丁目 2 - 1	1,630	2.69	1,630	1.91
株式会社京都銀行（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700（東京都中央区晴海 1 丁目 8 - 12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟）	1,624	2.68	1,624	1.90
ニッセン共栄会	京都市南区西九条院町26番地	1,555	2.57	1,555	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 - 11	1,507	2.49	1,507	1.77
日本ユニシス株式会社	東京都江東区豊洲 1 丁目 1 - 1	1,501	2.48	1,501	1.76
川島 哲男	京都市左京区	1,321	2.18	1,321	1.55
株式会社プレストシーブ	大阪府茨木市西駅前町 5 - 10	1,155	1.90	1,155	1.35
計	-	28,740	47.40	53,472	62.64

（注）１．所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年 6 月20日時点の株主名簿をもとに作成しております。

- ２．割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、セブン & アイ・ネットメディアを割当予定先とした第三者割当増資による新株式発行による異動を反映しております。なお、セブン & アイ・ネットメディアによる本公開買付けの結果により、同社の本第三者割当増資における払込み株式数が変動する可能性があります。割当後の所有株式数及び議決権割合は、募集株式の全株式について払込みがあったものとして計算しております。また、U C C、合同会社 T H N（以下「T H N」といいます。）及びティーエイチエヌケイマンインク（以下「T H N ケイマン」といいます。）は、セブン & アイ・ネットメディアとの間で、平成25年12月 2 日付で公開買付応募契約を締結し、U C C、T H N 及び T H N ケイマンが保有する当社株式の全部について本公開買付けに応募する旨の合意をしていることから、本公開買付けにより、U C C、T H N 及び T H N ケイマンの保有株式の全てがセブン & アイ・ネットメディアに移転するものと仮定しております。なお、本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の上限（30,786,100株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行われず、金融商品取引法第27条の13第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第32条に規定するあん分比例の方式により決済がなされることから、募集後における U C C、T H N 及び T H N ケイマンの所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については変動する可能性があります。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

(大規模な第三者割当を行うこととした理由)

当社は、上記「第3 第三者割当の場合の特記事項、1 割当予定先の状況、c 割当予定先の選定理由」に記載したとおり、財務基盤の改善と、将来の成長に向けた施策の積極的な推進が不可欠と判断しているところ、セブン&アイ・ホールディングスグループと当社グループが同一グループとなることで、両社の企業価値の創造・拡大が可能となり、また、当社はセブン&アイ・ネットメディアを含むセブン&アイ・ホールディングスグループのオムニチャネル戦略を共同で推進する中で、競合他社との差別化された顧客への商品やサービス提案ができ、かつ、借入金返済による有利子負債圧縮を通じた当社の財務基盤強化を図ることができ、ひいては当社の企業価値の最大化を図ることができると判断しております。したがって、セブン&アイ・ネットメディアを割当先とする本第三者割当増資は、公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オファリングとは異なり、セブン&アイ・ホールディングスグループとの提携による成長施策の推進が可能であり、また、金融機関等からの借入と異なり財務基盤の改善が可能となることから、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

以上から、本第三者割当増資は、当社の企業価値の向上及び株主価値の向上に不可欠かつ相当であると判断いたしました。

(既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容)

上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当増資後における、セブン&アイ・ネットメディアの当社に対する完全希薄化ベースの議決権は50.1%となり、同社は当社の支配株主となる予定であります。そして、本第三者割当増資により発行する新株式は、最大で24,732,700株であり、当社の発行済株式総数(63,473,832株)の38.97%(小数点以下第三位を四捨五入)、当社の総議決権個数(606,301個)の40.79%(小数点以下第三位を四捨五入)にあたります。

しかしながら、当社といたしましては、上記のとおり、当社並びにセブン&アイ・ホールディングス及びセブン&アイ・ネットメディア間で本資本業務提携を実現する事が、当社の企業価値の向上及び株主価値の向上に不可欠であり、かつ、セブン&アイ・ネットメディアと安定的な長期の関係を構築するのに必要な規模と判断いたしました。また、本第三者割当増資における発行価格は、当社の平成25年11月29日の市場株価(終値)に対して約27.33%のプレミアムを加えたものであり、当社株式の1株当たりの経済的価値への影響を考慮しても相当であると考えております。

以上より、当社取締役会は、本第三者割当増資により、当社普通株式につき1株当たりの議決権比率が希薄化するものの、本資本業務提携によって収益拡大と財務基盤の強化が達成され、当社の企業価値の向上、更には当社株主にとっての利益向上に資すると考えられるため、本第三者割当増資は、既存の株主にとって不利益でないものと判断しております。なお、本第三者割当増資は、本公開買付けに関連して行われるものであるところ、当社取締役のうち湊谷恵雄氏はセブン&アイ・ネットメディアと本公開買付けにかかる応募契約を締結しているUCCの取締役を兼務しており、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第369条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役に該当する可能性を否定できず、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の当社取締役会の審議及び決議には参加しておりません。また、当社の監査役のうちスコット・トレバー・デイヴィス氏は、セブン&アイ・ホールディングスの取締役を兼務しているため、上記取締役会の審議には参加しておりません。

（２）大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

前記「４ 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当増資は大規模な第三者割当に該当することから、当社は、当社及び当社の経営者から独立した者からの当該大規模な第三者割当についての意見の聴取のため、過去において当社及び割当予定先と人的関係、取引関係及び出資関係のない独立した者として、当社社外取締役である駒田敏雄氏及び山口利昭氏並びに当社社外監査役である山田修氏を選定し、当該３名を構成員とする第三者委員会（委員長：駒田敏雄氏、以下「本第三者委員会」といいます。）に対し、本第三者割当増資に関して、本第三者割当増資の必要性（本第三者割当増資による資金調達を行う必要性）及び相当性（他の手段との比較で本第三者割当増資を選択することの相当性、調達資金の使途の合理性、本第三者割当増資の発行条件の相当性、セブン＆アイ・ネットメディアを割当先として選定することの合理性、セブン＆アイ・ネットメディアが当社の支配株主になることの相当性）について意見を求めました。

当社が本第三者委員会から平成25年12月２日付で入手した本第三者割当増資に関する意見の概要は以下のとおりです。

（本第三者委員会の意見の概要）

（ア）結論

本第三者割当増資による資金調達については、その必要性及び相当性が認められる。

（イ）検討

本第三者割当増資による資金調達を行う必要性があるか

）当社における第三者割当による資金調達の必要性

当社はセブン＆アイ・ホールディングスとの資本業務提携を行い、業務提携効果を確実にするための当社の財務基盤強化及び提携における諸施策に本件増資による資金の充当を見込んでいる。当社の事業環境を考えると、このような他社との提携が不可欠であり、通販事業の将来性を補完するための商品開発から販売網の拡大、販売チャネルの多角化を打開できる程度の企業グループとの資本業務提携を合意し、資金調達を図る必要性は認められる。

）本件スキームによる資金調達と不公正発行規制

仮に本公開買付け手続により、買付上限である50.1%の当社株式をセブン＆アイ・ネットメディアが取得した場合には、本第三者割当増資手続は行われないことになるが、資本業務提携のスキームが成功した場合には当社に資金が投入され、それは当社の発展及び業績向上に資するものである。したがって、本公開買付けの結果によっては本第三者割当増資が行われない可能性があるとしても、本第三者割当増資（もしくは本第三者割当増資を決定すること）の必要性があることには変わりはなく、本件スキームにおける第三者割当の方法については、少なくとも当社のような個別具体的な資金調達の必要性を考慮したうえであれば著しく不公正な方法による新株発行には該当しない。

他の手段との比較において、本第三者割当増資を選択することが相当であるか

他の選択肢としては公募増資や株主割当による資金調達の手法が考えられるが、その実効性が不透明な状況であり、一方、セブン＆アイ・ホールディングスグループとの資本業務提携を締結することにより、当社の財務基盤が強化され、資金投資の必要な諸施策を遂行することになれば、その企業価値の向上が図られるとともに、一株価値が向上することが予想される。したがって、他の手段との比較からみても、本件スキームによる第三者割当の方法を選択することには相当な理由がある。

資金調達の使用に合理性が認められるか

本第三者割当増資による資金調達については、業務提携効果を確実にするための当社の財務基盤強化及び資本業務提携における諸施策（設備投資等を含む）に充当することが見込まれている。本第三者割当増資による資金調達分をこれらの戦略の早期展開に充当しなければならないのは明らかである。なお、かりに本第三者割当増資が行われない場合においても資金需要があることに変わりはなく、この場合は、セブン&アイ・ホールディングスグループより資金面での支援が行われることになる。したがって、本第三者割当増資による資金調達には合理性が認められる。

当社のおかれた状況に照らして本第三者割当増資の発行条件の内容が相当であるか

発行価額については、本第三者割当にかかる新株式発行の取締役会決議日の直前営業日である平成25年11月29日の東京証券取引所における当社株価の終値を参考に、割当先であるセブン&アイ・ネットメディアとの協議により、本公開買付けにおける買付価格と同額である金410円とされているところ、かかる発行価額は、本年11月29日現在の時価である322円（同日終値）に約27.33%のプレミアムをのせた金額である。また、本第三者割当増資は本公開買付けの買付数の変動にかかわらず実行されることが確定しているものであること、本年11月29日現在における株価形成の過程において特に株価操作等が行われたことを推認させる事実は見当たらないことからすれば、その発行価額の有利性については本年11月29日現在の時価である322円を基準に考えることが妥当であり、合理的な期間の平均値を参考にしながら決定することには相当の理由が認められる。なお、GCAサヴィアン株式会社による株式価値算定の結果からみても、基準額322円は不適切なものではない。したがって、本第三者割当増資による発行価額である410円は、基準となる322円と比較しても「特に有利な金額」に該当することなく、本第三者割当増資の発行条件は相当であることが認められる。

セブン&アイ・ネットメディアを割当先として選定することに合理性があるか

当社の主力事業である通販事業、ギフト事業において、セブン&アイ・ホールディングスグループとの資本事業提携（当社がセブン&アイ・ホールディングスグループの連結子会社となること）により、両社が一体となってオムニチャネル戦略を進めることが実現でき、まさに当社に大きな企業価値向上の機会が付与されることになる。したがってセブン&アイ・ネットメディアを割当先として選定することには合理性がある。

50.1%を上限としてセブン&アイ・ネットメディアに対して割り当てることは相当であるか

本件スキームは、当社の企業価値を向上させるためのものであり、また、（当社が完全子会社化されるものではないことから）当社の一般株主にとっては今後の当社の企業価値向上に期待をして本公開買付けに応じないとの判断もありうる。つまり、本件スキームは当社の一般株主の利益保護に資するものと言える。また、本公開買付けと同時に本第三者割当増資を決議し、結果としてセブン&アイ・ホールディングスグループによる当社株式取得の上限を50.1%とすることは、双方の事業戦略を効率的に進めることに資するものと言える。したがって、50.1%を上限としてセブン&アイ・ネットメディアに対して割り当てることは相当である。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。

そして、平成25年12月2日開催の取締役会において、本第三者委員会の上記意見を参考に十分に討議・検討された結果、既存株主への影響を勘案しましても、本第三者割当増資の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。なお、上記のとおり、当社取締役の湊谷恵雄氏は、当該取締役会の審議及び決議には参加しておりません。また、当社監査役のスcott・トレバー・デイヴィス氏は、当該取締役会の審議には参加しておりません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】**第1【参照書類】**

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第43期（自平成23年12月21日 至平成24年12月20日）平成25年3月18日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第44期第1四半期（自平成24年12月21日 至平成25年3月20日）平成25年4月26日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第44期第2四半期（自平成25年3月21日 至平成25年6月20日）平成25年8月2日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第44期第3四半期（自平成25年6月21日 至平成25年9月20日）平成25年11月1日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年12月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく臨時報告書を平成25年11月1日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての事業年度第43期有価証券報告書及び事業年度第44期四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年12月2日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、参照書類である有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書提出日（平成25年12月2日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ニッセンホールディングス本店
（京都市南区西九条院町26番地）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。